附則別表第一　削除

附則別表第二　削除

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.157
守口市	2.028
武蔵野市	2.510
芦屋市	0.294

㈱　合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口が30万人以上の場合に限る。）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の率は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.046
仙台市	0.008
千葉市	0.010
横浜市	0.021
静岡市	0.011
浜松市	0.021
名古屋市	0.133
大阪市	0.047
堺市	0.031
岡山市	0.017
熊本市	0.074

附則別表第四

平成二十九年度における「寒冷補正率（給与差）」に係る補正率（附則第十条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類		測定単位	補正率	
一教育費	1　小学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.007
			２級地	0.007
			３級地	0.006
			４級地	0.005
			無級地（旧４級地であった地域）	0.002
			無級地（上記以外の地域）	0.000

附則別表第一　削除

附則別表第二　削除

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.137
守口市	2.486
武蔵野市	1.995
芦屋市	0.240

㈱　合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口が30万人以上の場合に限る。）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の率は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.044
仙台市	0.008
千葉市	0.009
横浜市	0.020
静岡市	0.011
浜松市	0.020
名古屋市	0.128
大阪市	0.045
堺市	0.030
岡山市	0.016
熊本市	0.072

附則別表第四

平成二十八年度における「寒冷補正率（給与差）」に係る補正率（附則第十条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類		測定単位	補正率	
一教育費	1　小学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.008
			２級地	0.007
			３級地	0.006
			４級地	0.005
			無級地（旧４級地であった地域）	0.003
			無級地（上記以外の地域）	0.000